

講習・講演

初心者向けの要約筆記講習会

【福祉課】

聴覚に障がいのある人に、手書き文字やパソコン入力での内容を伝えるのが要約筆記です。タッチタイピングできる人、大歓迎です。

- **日程** 1月11日(土)・18日(土)、2月1日(土)・8日(土)・15日(土)・29日(土)、3月7日(土)
- **時間** 午前9時30分～正午
- **場所** 保健福祉センター
- **定員** 先着15人
- **参加費** 無料
- **申込方法**  
住所、氏名、電話番号、生年月日を1月9日(木)までに下記へ連絡してください。
- **申し込み・問い合わせ**  
橋本市身体障害者連盟事務局（橋本市社会福祉協議会内） ☎33-0294 ファクス33-4377

初心者向けの点字講習会

【福祉課】

「点字って見かけたことはあるけど、どうやって打つんだろう？」と思ったことはありませんか。点字のしくみがわかるやさしい講習会です。

- **日程** 2月4日(火)・18日(火)・25日(火)、3月3日(火)・10日(火)
- **時間** 午前10時～11時30分
- **場所** 保健福祉センター
- **定員** 先着20人
- **参加費** 無料
- **申込方法**  
住所、氏名、電話番号、生年月日を1月16日(木)までに下記へ連絡してください。
- **申し込み・問い合わせ**  
橋本市身体障害者連盟事務局（橋本市社会福祉協議会内） ☎33-0294 ファクス33-4377

私たちの消費が未来を変える ～エシカル消費のすすめ～

【消費生活センター】

どの商品、どのサービスを選んで消費するか。その選択は、社会全体につながっています。そのことを意識した行動のことをエシカル消費といいます。

人・動物・社会・地球の未来のために、毎日の買い物から取り組めるエシカル消費について学んでみませんか。託児や手話通訳、要約筆記もあります。

- **日時** 2月9日(日) 午前10時～正午
- **場所** 教育文化会館
- **講師** 加渡いづみ氏（四国大学短期大学部教授）
- **参加費** 無料
- **定員** 300人
- **申込開始日** 1月15日(水)
- **申込方法**  
消費生活センターで入場整理券を配布します。受取りの際に、氏名、託児の要否を申し出てください。
- **申し込み・問い合わせ**  
消費生活センター ☎33-1165

メンタルヘルスセミナー

「癒やし」について学ぶ 【いきいき健康課】

- **日時** 2月13日(木) 午後2時30分～4時
- **場所** 橋本保健所
- **対象**  
橋本・伊都管内に在住、在勤している人とその家族
- **参加費** 無料
- **講師** 上野和久氏（高野山大学准教授）
- **申込方法**  
住所、氏名、連絡先を下記まで電話またはファクスで申し込んでください。
- **申込期限** 2月3日(月)
- **申し込み・問い合わせ**  
橋本保健医療圏地域・職域連携推進協議会（橋本保健所内） ☎42-5440 ファクス42-0886

子ども

児童に関する手当について

【こども課】

児童に関する手当の支給には、所得制限など条件があります。詳しくは、市ホームページで確認していただくか、お問い合わせください。



- **児童手当**  
中学校修了前の児童を養育している人に支給されます。児童手当を受給するためには、出生や転入などの日の翌日から15日以内に申請が必要です。また、すでに受給している人で、6月以降の児童手当を受給するためには、現況届の提出が必要です。
- **支給月額**
  - ・ 0歳～3歳未満（一律）…………… 15,000円
  - ・ 3歳～小学校修了前（第1・2子） 10,000円
  - ・ 3歳～小学校修了前（第3子以降） 15,000円
  - ・ 中学生（一律）…………… 10,000円
- ※ 所得制限を超えた人は、児童一人あたり月額5,000円（一律）です。

- **児童扶養手当**  
ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月までの児童（児童が政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満まで）を養育している人に支給されます。ひとり親家庭でなくても、父または母が一定以上の障がい状態にある家庭や、父または母が裁判所からDV（ドメスティック・バイオレンス）による保護命令を受けた家庭なども対象になる場合があります。手当は年6回、奇数月に2カ月分ずつ支給します。ただし、所得制限があります。
- **特別児童扶養手当**  
政令で定める程度の身体・知的・精神障がいの状態にある児童、および長期にわたる安静を必要とする病状にある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。ただし、所得制限があります。
- **問い合わせ** こども課 子育て係 ☎33-6102

ひとり親家庭医療助成制度について

【こども課】

ひとり親家庭の父または母もしくは一部の養育者、および18歳に達する日以後の最初の3月末までの児童にかかった医療費のうち一部負担金（保険適用分）を助成する制度です。

ひとり親家庭でなくても、父または母が一定以上の障がい状態にある家庭、父または母が裁判所からDV（ドメスティック・バイオレンス）による保護命令を受けた家庭なども対象になる場合があります。ただし、所得制限があります。

- **問い合わせ** こども課 子育て係 ☎33-6102

乳幼児・小中学生医療費助成制度について

【こども課】

中学校修了前の児童にかかった医療費のうち、一部負担金（保険適用分）を助成する制度です。ただし、所得制限があります。なお、健康保険被保険者証や住所の変更がある場合は、変更届を提出してください。

- **問い合わせ** こども課 子育て係 ☎33-6102

第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画（案）への意見募集

【こども課】

- **閲覧期間** 1月10日(金)～31日(金)
- **対象**
  - 市内に在住、在勤している人
  - 市内に事業所などを有する法人・団体
- **応募方法**  
こども課で配布している応募用紙（市ホームページからも入手可）に必要な事項を記入の上、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出してください。
- **応募期限** 1月31日(金) 必着
- **閲覧場所・提出先・問い合わせ**  
橋本市 健康福祉部 こども課  
〒648-8585（住所記入不要）  
☎33-6102 ファクス33-1667  
Eメール kodomo@city.hashimoto.lg.jp

吉野川・紀の川流域協議会「フォト・動画コンテスト」

吉野川・紀の川の魅力や景色を題材にした写真や動画を募集します。



- **テーマ**  
吉野川・紀の川の魅力や景色を題材にした作品
- **募集部門**  
フォト部門（一般の部・高校生以下の部）、動画部門
- **参加資格**  
吉野川および紀の川の流域市町村にお住まいの人
- **申込期限** 1月17日(金) 午後5時
- **その他**  
応募規定の詳細や応募方法については、吉野川・紀の川流域協議会ホームページをご覧ください。
- **審査結果** 2月上旬発表予定
- **申し込み・問い合わせ**  
政策企画課 企画係 ☎33-1576

女性起業家研修会

私らしく！ブレない「起業の軸」づくりのコツ

やりたいことを好きなお客様に提供して働ける、自分らしい起業スタイルを発見しましょう。

- **日時** 1月29日(水) 午前10時～
- **場所** 教育文化会館
- **講師** 穂口大悟氏（近畿大学非常勤講師）
- **参加費** 無料
- **申し込み・問い合わせ**  
人権・男女共同推進室 ☎33-1229



介護者交流会

介護家族や介護経験者を対象に交流会を開催します。介護の豆知識も紹介します。

- **日時** 1月8日(水)  
午後1時30分～
- **場所** 保健福祉センター
- **問い合わせ**  
地域包括支援センター  
☎32-1957